

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月2日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	石川県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/mynumber/index/dokujiriyou.html">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/mynumber/index/dokujiriyou.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。)、高等学校の専攻科又は中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒又は学生の就学に要する費用に対する支援金の支給のうち同法第三条第一項に規定する就学支援金の支給以外のものに関する事務(次表及び別表第三において「高等学校等就学支援事務」という。)であって規則で定めるもの(授業料)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第3の項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。)、高等学校の専攻科又は中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒又は学生の就学に要する費用に対する支援金の支給のうち同法第三条第一項に規定する就学支援金の支給以外のものに関する事務(次表及び別表第三において「高等学校等就学支援事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第1条	石川県立高等学校専攻科修学支援金交付要綱 第2条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、<u>高等学校等の生徒等</u>がその授業料に充てるために<u>高等学校等就学支援金の支給を受けることができること</u>とすることにより、<u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>専攻科支援金は、知事が<u>高等学校専攻科に通う低所得世帯の生徒</u>に対して授業料に対する支援を行うことにより、<u>教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>	<p></p>	<p>高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱 石川県立高等学校専攻科修学支援金交付要綱</p>